

子幼保第257号

令和2年4月21日

さいたま市内保育施設利用児童の  
保護者を雇用する事業主様

さいたま市長 清水 勇人



新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
更なる登園自粛要請に伴う勤務に係るご配慮について

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言発令に伴い、感染拡大を防止するため、宣言期間中の市内保育施設への登園自粛を保護者に対して要請しているところですが、同年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、埼玉県においては特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」と位置づけられました。

保育施設におきましては、子どもの性質や保育運営上「3密」を避けられない状況であり、登園する児童数の縮小による感染リスクの低減を図るため、更なる登園自粛を保護者に対して要請いたしました。

つきましては、保護者を雇用する事業主様におかれましては、感染拡大防止のため、自宅待機等の勤務に係る特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

【担当】

子ども未来局 幼児未来部 保育課

民間保育係 048-829-1866

公立保育係 048-829-1867